

◎ 政令第 36 条第 1 項第 3 号ホの審査に必要な図書

提出図書	3号	4号	5号	6号	12号	14号	15号	19号	20号	22号	23号	24号	26号	27号	28号	29号	30号	31号	33号
許可申請書・許可通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建築物又は第 1 種特定工作物の概要書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
委任状（代理者の連絡先記入）	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
理由書(要実印)		◎						◎				◎						◎	
事業計画書	○		◇		○				○		○			○	○	○	○		○
誓約書(要実印) (将来とも用途を変更しない旨明記)	○	◎	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◇	○	○	○	○	○	○
住民票（世帯全員のもの） (4号は本家・分家世帯の両方が必要)		○	◇					○				○							
現在居住している家屋の登記事項証明書又は課税台帳の写		◇						◇											
現在居住している借家の借家契約書		◇						◇											
戸籍謄本 (4号は本家世帯のものが必要)		○										◇							
土地・家屋総合名寄帳及び登録事項証明書		○						○											
土地・家屋の収用図面			○																
既存建築物の登記事項証明書又は課税台帳の写			○	○						◇		○	◇					○	○
既存権利者の届出書						◇				◇									
農地転用許可済証明書、農地転用許可通知書の写し又は非農地証明書の写し	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		◇	◇	◇	◇	◇		◇
50 戸連たん図 (29号は連たん基準の第 1 号に適合するものが必要)	○		○			○		○		○			○	○		○			
土地の登記事項証明書および公図の写（正本には原本）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
贈与誓約書（要実印）		◆																	
（本人所有でない場合） 土地使用承諾書（要実印） 又は、売買契約書	◆	（◆）	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
既存建築物の建築確認通知書及び配置図、平面図			○	○		◇				◇		○	◇					○	○
建築概要の新旧対照表			○	○															
建築物の案内図・配置図・平面図・立面図・敷地求積図・建物面積表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
線引当時の現況図・航空写真										◇			◇						
「緑地の保存等に関する協定」による協定緑地計画図					○				○						○				◇
「緑の環境をつくり育てる条例」又は「横浜市開発事業の調整等に関する条例」の協議結果通知書及び緑化に関する計画図														○		○	○		◇

注) この他にも必要な図書がある場合がありますので、必ず窓口でご相談ください

- (凡 例) ○ …必ず必要とされる書類(◎…印鑑登録証明書の必要なもの)
◇ …該当者のみ必要な書類(◆…印鑑登録証明書の必要なもの)
(◆)…路地状部分を借地する場合に必要です。

◎市街化調整区域における建築許可申請（法第 43 条）の手数料

建築敷地面積	申請手数料	①受付時チェック (指導担当：)	②ダブルチェック (事務担当：)
1,000 m ² 未満	6,900円		
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	18,000円		
3,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満	39,000円		
6,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	69,000円		
10,000 m ² 以上	97,000円		

注) ①指導担当職員は「氏名」及び「レ」点まで記入した本紙を添えて、②事務担当職員に受付を引き継ぐ。
(①の「氏名」及び「レ」点の記入が無い場合、事務担当職員は②に着手しない。)

(備 考)

① 共通事項

- ・「理由書」、「誓約書」及び「土地使用承諾書（排水承諾書を含む。）」については、実印を押印してください。
- ・「誓約書」は市長あてとし、将来とも用途変更しないことを記入してください。
なお、提案基準第4号及び第19号については、転売、賃貸等をしないことについても明記してください。また、提案基準第30号については管理用建築物において、営業活動、事業活動を行わないことも明記してください。
- ・農地転用が必要な場合は、許可になり次第許可書（写し）を提出してください。
- ・「50 戸連たん図」は、縮尺が明記されているもの(1/2500 の地形図、1/1500 の住宅地図など)を使用してください。
なお、提案基準第29号については、「建築物の連たんに関する基準」第1号の基準により作成してください。
- ・「配置図」には、建築基準法上の道路種別及びその幅員、隣地との高低差、北側斜線検討位置及び距離、擁壁並びに排水施設（経路）等を記入してください。
- ・「立面図」には、軒高、最高高さ及び北側斜線を記入してください。
- ・添付する証明書類等は、申請時前3か月以内に発行されたものとします。（ただし、現に効力を有するものに限り。）
- ・施設の種類により、関連施設との位置関係図などが必要になる場合があります。

② 提案基準第4号（分家）

- ・本家より贈与予定の敷地に分家する場合には、贈与誓約書を提出してください。
- ・「土地・家屋総合名寄帳登録事項証明書」は、申請者、配偶者及び本家分が必要です。
なお、所有地のない場合には、「名寄帳に記載事項がないことの証明書」を添付してください。

③ 提案基準第5号（収用）

- ・起業者より建築局長あてに、事前相談書及び収用依頼書が必要となります。
- ・事業計画書については、収用建築物に「非住宅」の用途を含む場合のみ、当該用途にかかる内容（作業の種類、使用原動機等）を明記したものを作成してください。

④ 提案基準第14号（線引前手続）、第22号（専用通路増）及び第26号（線引前宅地）

- ・「線引き当時の現況図」には、敷地境界、隣地との高低差、道路及び水路等の位置形状、並びに既存建物及び擁壁等の位置を記入してください。
- ・「線引き当時の現況図」には、分割する場合にも建築許可に該当する区域全体を明示してください。
- ・提案基準第26号の誓約書は、用途緩和を受ける場合に必要となります。

⑤ 提案基準第24号（分家の用途変更）

- ・用途変更の理由により、その内容を証する資料が必要となります。

⑥ 提案基準第31号（収用建築物の用途変更）

- ・用途変更の理由により、その内容を証する資料が必要となります。